

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 12 月 18 日

長野県知事 阿 部 守 一

記

1 入札の目的

工事の請負

2 工事名

県営上田野球場防水部分改修工事

3 工事箇所名

上田市下之条

4 工事概要

スタンド PC 版間部分及びスタンド～コンコース間の床に係る防水改修工事

5 入札に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 建築工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち資格総合点数が 964 点以上であること。
 - (3) 県内に本店を有していること。
 - (4) 建築工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - (5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - (6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号第 28 条第 3 項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
 - (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (8) 長野県において滞納している県税等徴収金がないこと。
 - (9) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (10)主任（監理）技術者として、一級建築士又は一級建築工事施工管理技士を配置できること。
- 注）長野県が発注する建設工事に共通して必要な資格については、入札説明書に記載してあります。

6 工期

工事開始日から約 240 日間

7 支払条件

(1) 前金払

原則として「1件の請負代金額が 100 万円以上の工事等」について、請負代金額（債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額）の 6 割の範囲内で中間前払金を含む前金払をする。

(2) 部分払

原則として、「1件の請負代金額が 50 万円以上の工事等」について、財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）の規定による範囲内で部分払いする。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書を令和 7 年 12 月 18 日（木）から令和 8 年 1 月 21 日（水）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで次の場所において縦覧に供します。また、長野県公式ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/sports-ka/nyusatsu.html>）に掲載します。

長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県観光スポーツ部スポーツ振興課

電話 026（235）7447

9 質問及び回答

設計図書等について質問がある場合は、以下に示す期間においてファクシミリあるいは電子メールにより、質問書を提出することができるものとします。

ア 提出期限：令和 7 年 12 月 24 日（水）

イ 提出先：長野県観光スポーツ部スポーツ振興課

ファクシミリ：026（235）7476

電子メール：sports-ka@pref.nagano.lg.jp

当該質問に対する回答は、長野県公式ホームページに掲載します。質問内容によりホームページへの掲載に日数がかかる場合がありますが、最終回答期限までには必ず回答します。質問回答において積算に関わる事項をお知らせすることができますので、回答掲載期限までの質問回答を御承知の上で入札を行ってください。

ウ 回答期限：令和 7 年 12 月 26 日（金）

10 現場説明日時

行いません。

11 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年1月22日（木）午前10時 長野県庁西庁舎3階 302号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和8年1月13日（火）午後5時までに上記8の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日付け13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

納付を免除します。ただし、次に該当する場合は見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければなりません。

ア 落札者として決定された者が、契約を締結しないとき

イ 低入札価格調査に係る調査書類等、発注者が求める入札条件を確認する書類を提出しなかったとき

ウ やむを得ない事情と発注機関が認める辞退による場合を除き、契約締結にいたらなかったとき

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込をした者を落札者として決定します。

12 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は記載例を参考に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

落札候補者の工事内訳書に対し内容を確認し、労務費等が著しく低い恐れがあると発注者が判断した場合は、労務費ダンピング調査を実施し、調査の結果、適切でないと判断されたときは、理由書を提

出していただき、正当な理由がない等の場合は建設Gメンに通報し必要な調査を実施することになります。

積算システムの改修がされ次第、閲覧設計書の表示が変更されますが、当面は従来の工事費内訳書に追加・補足する形で、別紙「工事費内訳書」を提出してください。(工事費内訳書は参考資料とし、既存様式の欄外での明示又は別様式による提出でも差し支えありません)

なお、必要な内容の記載がない場合は、「入札書の無効（失格）となりますので、ご留意ください。
詳細はこちらをご参照ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/denshi/nyusatsu/index.html>

13 債務負担行為

有

各会計年度における契約金額の支払限度額は、以下のとおりです。

令和7年度 契約金額の0%の金額

令和8年度 契約金額の100%の金額

14 その他

- (1) 詳細は、入札説明書によります。
- (2) 県では、建築現場を働きやすい環境とする取組の一環として「快適トイレ」の設置を推進しています。詳細については、「建築工事における「快適トイレ」設置の試行要領」をご覧ください。
- (3) 開札状況及び入札結果は、長野県公式ホームページに掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表します。
- (4) 入札公告している設計図書等（閲覧設計書、現場説明事項・施工条件明示書〈特記仕様書を含む〉・指導事項、数量計算書、設計図面）について、設計図書等間に食い違いがあった場合、入札見積りに関しての優先順位は、案件ごとの公告文等に特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とします。なお疑義がある場合は、入札者は質問期間中に質問を提議し、発注者から回答を得るものとしてください。

【食い違いがあった場合の優先順位】

- 1 質問回答
- 2 現場説明事項・施工条件明示書（特記仕様書を含む。）・指導事項
- 3 閲覧設計書
- 4 数量計算書
- 5 設計図面

（※質問期間中以外の質問及び意見について公告内容に反映させることは、入札の公平性を保つため原則として行わないこととしますのでご留意願います。）